平成２３年（フ）第２９２号
大阪府豊中市南桜塚２丁目10番16号
破産者　有限会社那須スポーツ
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７１６号
大阪市中央区瓦町３丁目４番９号
破産者　株式会社有美堂アド
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７５１号
大阪府八尾市田井中３丁目50番地
破産者　日本理研工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７９３号
大阪府守口市寺方元町２丁目７番10号
破産者　有限会社昭和鉄工所
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２号
札幌市手稲区前田８条10丁目６番18号　掛作興産第一ビル１階
破産者　株式会社ファミリーハウジング
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７４号
札幌市中央区南６条西13丁目１―15　ノーザンヒルズ南６条１Ｆ
破産者　株式会社ワーキングＣｏｍｐａｎｙ
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６７３号
東京都中央区新川２丁目17番８号
破産者　サイバネティックス株式会社
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６７４号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸１丁目11―26
破産者　沢田　寛典
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７０号
東京都多摩市永山４丁目３番地11―404
破産者　五味　隆之
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７１号
東京都多摩市永山４丁目３番地11―404
破産者　五味　信子
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５４４号
奈良市大宮町３丁目５番５―810号
破産者　有限会社補償コンサルエム・ネット
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３号
奈良県桜井市大字西之宮228番地の41
破産者　株式会社葵建設
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８６８号
高知市北本町２丁目６番６号
破産者　有限会社椿屋本店
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８６９号
高知市北本町２丁目６番６号
破産者　南天閣有限会社
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２号
岩手県宮古市近内第３地割47番地３　雇用促進住宅２号棟406号室
破産者　山本　一夫
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第１７号
鹿児島県大島郡徳之島町諸田561番地
破産者　傳　奈美子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２７６号
青森県平川市高木原富88番地１
破産者　清藤　安治
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２７号
青森県黒石市追子野木２丁目284番地
破産者　佐藤　　誠
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１９号
宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森41番地の２、前住所宮城県塩竈市袖野田町12番３号サンフラワーⅡ202号
破産者　増田　圭二
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
宮城県気仙沼市赤岩港71番地５　小野港アパート５号室、開始決定時の住所宮城県気仙沼市最知南最知22番地７
破産者　佐々木光明
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部